

埼玉県優良生産管理農場認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心な県産畜産物の提供及びその生産拡大を図るため、彩の国畜産物生産ガイドラインに基づく衛生管理手法を導入した埼玉県優良生産管理農場の認証を行うことを目的とする。

(認証要件)

第2条 認証を受けることができる農場は、埼玉県内に所在する農場で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 彩の国畜産物生産ガイドラインに基づく衛生管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を整備していること。
- (2) 家畜伝染病予防法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令を遵守していること。
- (3) 別表の埼玉県優良生産管理農場認証基準（以下「認証基準」という。）に基づいた飼養衛生管理が実施されていること。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする農場の所有者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第4条 申請者は、認証の申請前に別紙の暴力団排除に関する誓約事項について確認し、前述の申請書とあわせて知事に提出しなくてはならない。

(認 証)

第5条 知事は、前条に規定する申請があった場合、第6条の規定による審査等の結果に基づき、認証をしたときは、その結果を申請者に通知するとともに、申請者に対し埼玉県優良生産管理農場認証状（以下「認証状」という。）を交付する。

- 2 知事は、認証をしないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(認証の審査)

第6条 知事は、認証制度に係る審査を実施し、また第2条に規定する認証要件に基づき認証の適否を決定する機関として、埼玉県優良生産管理農場認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認証期間)

第7条 認証の有効期間は、新規申請及び初回の更新申請においては、認証の日から2年後の年度末日までとし、2回目以降の更新においては、認証の日から4年目の年度末日までとする。

- 2 知事は、認証を受けた農場（以下「認証農場」という。）に対し、認証基準との適合状況調査を年1回以上実施する。

(認証農場の休場または再開)

第8条 認証農場は、農場を休場又は再開する場合には、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(認証の更新)

第9条 認証農場が、認証の有効期間満了後、継続して認証を受けようとする場合は、知事へ申請を行わなければならない。

2 認証の更新に関する申請等の手続は、第3条及び第5条の規定を準用する。

(認証事項の変更)

第10条 認証農場は、認証事項に変更があった場合は、変更内容を速やかに知事に届け出なければならない。

(認証状の書換え、再交付)

第11条 認証農場は、認証状に記載された内容に変更があった場合には書換えを、破損・汚れ・紛失等があった場合には再交付を知事に申請することができる。

(認証農場の遵守事項)

第12条 認証農場は、この要綱に定める内容のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 認証要件に則った衛生管理をすること。
- (2) 認証要件を欠く事態が生じた場合には、速やかに知事に届け出ること。
- (3) 第6条第2項に規定する調査の実施等に協力すること。

(認証の取消し)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の審査を経て認証を取り消すことができる。

- (1) 認証要件に適合しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正の手段によって認証を受けた場合
- (3) その他知事が認証を取り消すことが適当と認めた場合

(書類の経由)

第14条 この要綱の規定による書類の提出及び交付等は、農場の住所を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 8月 7日から施行する。

この要綱は、平成23年10月 3日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 2月 8日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年10月 1日から施行する。

別表

埼玉県優良生産管理農場認証基準（第2条関係）

番号	項目	評価基準	確認方法
1	マニュアルに基づく、一般的衛生管理が徹底して実施されていること	各項目の実施 確認	一般的衛生管理状況調査票
2	マニュアルに基づく、重要管理点 (CCP) を網羅した記録票が整備、記入、保存されていること	CCP項目の 確認 記入の確認 保存の確認	CCP項目確認調査票
3	取組が開始され、概ね半年以上経過していること	記録の確認	農場での確認

暴力団排除に関する誓約事項

私は、埼玉県優良生産管理農場の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人又は法人をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

農場所在地： _____

申請者名： _____

(法人の場合) 代表者職・氏名： _____